



令和6年5月27日

議長 西村 紳一郎 様

議会改革検討委員会

委員長 寺坂 寛夫



諮問事項に対する提言(第1次)

令和5年12月22日付けで諮問された事項のうち、委員会がこれまでに調査研究を行い結論が出た事項について、鳥取市議会議会改革検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、別紙のとおり提言します。

なお、当委員会は、引き続き諮問事項について検討を重ねてまいります。

諮問事項 交渉会派の人数要件の見直しについて

本諮問事項については、4人以上とする意見、3人以上とする意見に分かれ、結論の一致を見るに至りませんでした。

なお、具体的な意見は次の通りです。

【4人以上とする意見】

- ・人数要件の4人以上は、これまで本市議会において多くの議論が重ねられ決定されたもの。したがって、議員定数の変更や、常任委員会の設置数の見直しといった議会の構成の変更があれば別だが、これらの事項について、議論がなされている状況ではなく、現時点で見直しの必要はない。

【3人以上とする意見】

- ・地方自治法第112条第1項の規定により、議会に議員が議案を提案できる人数が議員定数の12分の1以上の者であることを考慮すると、人数要件は3人以上が適当である。

諮問事項 常任委員会及び議会運営委員会の委員構成について

本諮問事項のうち、常任委員会の委員構成については、無所属の議員が4人以上になった場合、各常任委員会に1名ずつ割り当てを行うべきとの結論にまとまりました。

しかしながら、議会運営委員会の委員構成については、従前どおり交渉会派の議員で構成すべきという意見と、会派及び無所属の議員を含め構成すべきという意見に分かれ、結論の一致を見るに至りませんでした。